

東京都北区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十五号

東京都北区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

東京都北区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年七月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の五に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第百条第十四項に規定する政務活動費の額の適否」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の五に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第百条第十四項に規定する政務活動費の額の適否

二 その他区長が審議会の意見を求めることが必要と認めること。

第三条中「審議会は」の下に「、学識経験を有する者」を加え、「十人」を「十人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2

この条例の施行の日以後最初に学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、東京都北区特別職報酬等審議会条例第四条本文の規定にかかわらず、二年以内において区長が別に定める期間とする。

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十六号

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

東京都北区特別職報酬等審議会	会長	二〇、六〇〇円
	学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十七号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、義務教育学校及び幼保連携型認定こども園」を「及び義務教育学校」に改める。

第十二条第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第四項において同じ。）による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月

一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に  
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学  
校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十二条第二項の規定に基づく介護補償  
（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）と  
して支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十八号

東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例

東京都北区立認定こども園条例（平成二十八年六月東京都北区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第七項」を「東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第七十四号）第三条第一号」に、「幼保連携型認定こども園」を「幼稚園型認定こども園」に改める。

第四条ただし書中「区長」を「東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第五号中「区長」を「教育委員会」に改める。

第五条及び第六条中「区長」を「教育委員会」に改める。  
第八条中「区長」を「教育委員会」に、「法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」に改める。

第九条第一項第三号及び第二項、第十条並びに第十一条中「区長」を「教育委員会」に改める。

別表に次のように加える。

東京都北区立うめのきなかよしこども園 東京都北区西が丘二丁目二十一番十五

号（東京都北区立梅木小学校内）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 入園の申請その他認定こども園の利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

（東京都北区立幼稚園条例の一部改正）

3 東京都北区立幼稚園条例（昭和四十七年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立うめのき幼稚園の項及び東京都北区立じゅうじょうなかはら幼稚園の項を削る。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十九号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十六条第一項」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の二中「第五十二条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の三中「第五十二条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の四中「第五十三条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の五中「及び第五十四条の三第三項、第四項及び第五項」を「並びに第五

十四条の三第四項及び第七項から第九項まで」に改める。

第九条の六中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第二十三条第一項中「六箇月」を「六月（急患等として保険医療機関等を受診し

た被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能とな

るまでの期間として一年）」に改め、同項第一号中「これ」を「これら」に、

「とき」を「とき。」に改め、同項第二号及び第三号中「とき」を「とき。」に改

め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「とき」を「とき。」に改める。

第二十七条中「第九項」を「第五項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条

第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」

を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。ただし、第二十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都北区国民健康保険条例第二十三条第一項の規定は、当該改正規定の施行の日以後に納期限の到来する保険料について適用し、同日前に納期限の到来する保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十号

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十二月東京都北区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四百十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百十条の六十六第一号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十一号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

東京都北区自転車等駐車場条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「並びに回数駐車券の発行及び料金の徴収」を削り、「減免並びに」を「減免及び」に改める。

第三条第二項中「から第九条まで」を「、第六条、第八条、第九条」に改める。

第七条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「及び回数駐車券の料金」を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項中「及び回数駐車券の料金」を削り、同項を同条第三項とする。

第十条中「（回数駐車券を除く。）」を削る。

別表第十條西口自転車駐車場の項中「北区上十条二丁目二十八番先」を「北区上十条二丁目二十七番先」に改め、同表に次のように加える。

上中里駅前自転車駐車場

北区上中里一丁目三十七番十三号先

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第十條西口自転車駐車場

の項の改定規定及び同表に次のように加える改定規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十二号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表シルバーピアマジエステイの項からシルバーピアカーサの項までを削る。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表シルバーピアマジエステイの項からシルバーピアカーサの項までを削る

改正規定（同表シルバーピアマジエステイの項に係る部分に限る。） 令和七年二月十六日

二 別表シルバーピアマジエステイの項からシルバーピアカーサの項までを削る

改正規定（同表シルバーピア王子の項に係る部分に限る。） 令和七年六月一日

三 別表シルバーピアマジエステイの項からシルバーピアカーサの項までを削る

改正規定（同表シルバーピアカーサの項に係る部分に限る。） 令和七年七月一日